

県互助組合への加入手続について

公立学校共済組合の資格を取得された方は、互助組合に加入できます！（一部市町費等の職員を除く。）

- 1 提出書類 **任用に応じた「㊦加入申込書」**（共済組合員証番号が変更となった場合は、提出が必要です。）
- 2 提出期限 共済組合員資格取得日から 20 日以内 **（必着）**

◎ 引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

	パターン別事例	加入手続時の注意事項
市町費職員	<p>異動に伴い共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (県費職員) → (市町費職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異動先が県互助組合に加入できる場合に限り ます。 ・互助組合に加入を希望する方は、新規取得され た共済組合員証番号で、再度、㊦加入申込書を 共済組合員資格取得日から 20 日以内(互助組合 必着)に提出してください。
任期付職員	<p>任期満了後に違う任用形態で任用され、共済 組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (任期付職員) → (臨時的任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	
臨時的任用職員及び会計年度任用職員	<p>共済組合員証番号は同じだが退職（共済組合 員証を返納）した後、日を空けて任用されたとき や、日を空けないで任用されたが、共済組合 員証番号が変わったとき</p> <p>例. (臨時的任用職員) → (臨時的任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → (1度資格喪失) → 旧組合員証番号と同じ番号</p> <p>(県費負担の会計年度任用職員)</p> <p>(県費負担の会計年度任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p> <p>※ 県費負担の会計年度任用職員は、任用 毎に必ず新たな共済組合員番号になりますの で、任用更新を除き、加入の手続きが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用期間に定めのある組合員は、貸付事業及び リフレッシュ給付金事業は対象外です。 ・共済組合員資格を取得し互助組合に加入を希 望する方は、再度、㊦加入申込書を共済組合員資格 取得日から 20 日以内（互助組合必着）に提出してく ださい。
再任用職員	<p>定年退職後、再任用職員になったとき</p> <p>例. (県費職員) → (再任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	

- (※1) ㊦加入申込書は互助組合ホームページ (<http://www.gojo.or.jp/>) からダウンロードしてください。
- (※2) ㊦加入申込書の提出は、郵便事情等に注意して早めに提出してください。
- (※3) 互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。